明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（六六）　二
○金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（六七）　九
○公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（六八）　一〇
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（六九）　一〇
〔府令・省令〕
○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（内閣府・文部科学・厚生労働一）　三
〔省　令〕
○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（外務四）　一四
○船員保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三〇）　一六
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（同三一）　二〇
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（同三二）　二
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（農林水産二三）　三
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令（経済産業二九）　三
○経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三〇）　二七
〔告　示〕
○沖縄科学技術大学院大学学園会計基準を定める件の一部を改正する件（内閣府六八）　二九
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣の定めるものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務二）　三
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（厚生労働七五）　三
○雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件（同七六）　三
○雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（同七七）　三
○雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（同七八）　三
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第一項の規定に基づき、新規化学物質の名称を公示する件（厚生労働・経済産業・環境二）　三
○植物防疫法施行規則別表二の付表第七十の規定に基づき、コロンビアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（農林水産五八八）　四一
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第二項の規定に基づき、水産動植物の繁殖保護若しくは漁業取締りその他漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を定める件の一部を改正する件（同五八九）　四一
○電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する告示（経済産業七四）　四二
○道路に関する件（東北地方整備局二三）　四三
○道路に関する件（中部地方整備局一五～一七）　四四
○道路に関する件（近畿地方整備局二五、二六）　四四
○道路に関する件（沖縄総合事務局七～一〇）　四四
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　四四
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　四五
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　四五
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　四五
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　四五
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　四五
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　四六
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　四六
北海道開発局公示（北海道開発局）　四六
沖縄総合事務局公示（沖縄総合事務局）　四六

本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第六六号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　この政令は、令和元年八月一日から施行することとした。

◇金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第六七号）（金融庁）

1　参考人の日当の最高額を八、〇〇〇円から七、六〇〇円に、鑑定人の日当の最高額を七、六〇〇円から七、六五〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第二条第二項関係）

2　この政令は、令和元年八月一日から施行することとした。

◇公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令（政令第六八号）（金融庁）

1　参考人の日当の最高額を八、〇〇〇円から八、〇五〇円に、鑑定人の日当の最高額を七、六〇〇円から七、六五〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第二条第二項関係）

2　この政令は、令和元年八月一日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第六九号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が平成三〇年三月三一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととした。（第五七条の二第一項関係）

2　この政令は、令和元年八月一日から施行することとした。